

白神山地世界遺産地域の核心地域への入山に必要な手続き等について (入山手続き要領)

白神山地世界遺産地域の核心地域への入山に係る具体的な手続きについては、当面、以下のとおり取り扱うこととしています。

1 手続き

(1) 登山以外を目的とした入山について

入山希望者は、学術研究、報道機関等による取材等公共的な行為を行うために入山する場合等には、できるだけ余裕を持って（おおむね2週間前までに）、様式1（別紙2）により当該国有林を管理する森林管理署長等に「入林許可申請」を行うこととする。

なお、法令等の定めにより別途許可が必要な行為を伴う場合はそれぞれ必要な許可手続きをした上で、「入林許可申請」を行うこととする。森林管理署長及び森林センター所長は、入林許可申請を受理した場合は、許可することが適当であるものに対し、別途定められる様式により入林許可証を交付するものとする。その際、自然環境への影響を最小限とするよう、入林に対して条件を加えることがあるものとする。

申請者は入林許可証を携帯の上入山することとし、東北森林管理局・青森事務所・森林管理署・森林センター・森林環境保全ふれあいセンターの職員、白神山地世界遺産地域巡回員から請求があった場合には、これを提示するものとする。

(2) 登山を目的とした入山について

27区間の「指定ルート」（別紙1参照）を利用した登山については、(1)に定める手続きを簡略化した様式2（別紙3）により届出することとする。

入山者は届出書の写し等を携帯の上入山することとし、東北森林管理局・青森事務所・森林管理署・森林センター・森林環境保全ふれあいセンターの職員、白神山地世界遺産地域巡回員から請求があった場合には、これを提示するものとする。

なお、登山には、すぐれた自然を体験、観察、学習するための徒歩利用を含むものとする。

① 届出

ア 『郵送による場合』

入山希望者は、入山希望日（入山希望日の初日：以下同じ）の7日前までに、当該指定ルートを管理する津軽森林管理署・鰺ヶ沢森林事務所・深浦森林事務所に到着するように、「入山届出」を行うこととする。

イ 『直接、森林管理署等・森林環境保全ふれあいセンター・環境省西目屋自然保護官事務所・白神山地ビジターセンター・鰺ヶ沢町役場・深浦町役場・深浦町役場岩崎支所・西目屋村役場・アクアグリーンビレッジANMONに持参して届出を行う場合』

入山希望日の当日までの開庁日（土曜日、日曜日、祝日、年末・年始を除く。以下同じ）の開庁時間（午前9時～午後0時、午後1時～午後4時）に届出することとする。

② 審査基準及び審査に要する期間

森林管理署長は、次の審査基準に従い、「入山届出書」の受付後2開庁日以内に、入山届出書の内容を審査することとする。（直接持参による場合には、即日、審査を行うこととする。）

なお、森林管理署長は、必要により学識経験者の意見を聴き、入山により、自然環境に一定の影響を与えることが明らかであるなど、適当でないと判断した場合には、指定ルートの一時的な通行止めを行うことがあることとする。

(審査基準)

- 1 当該入山が、指定ルートを利用した登山であること
- 2 入山届出書に必要な記載項目のものがないこと
- 3 入山を希望するルート付近の自然環境に対し、当該入山が影響を与えるおそれがないこと
- 4 2②に示す禁止行為を行わないこと

③ 審査結果の通知方法

入山届けの発送後、入山日までに森林管理署等から、「入山できない」旨の連絡がない場合は、入山が受付されたものとみなして下さい。

なお、災害発生のおそれ等の特別な理由がある場合には、指定ルートの一時的な通行止めを行うこともあります。

2 入山の計画に当たっての留意点について

入山の手続きに当たっては、入山希望者に次の2点を徹底するものとする。

① これらの手続における審査は自然環境保全の観点からのものであり、登山者の安全を担保する目的で行うものではないこと。したがって、既存の歩道を含め、自らの情報、判断と責任で安全を確保できる場合に限って入山できること。

特に、「指定ルート」は、整備をせず、道しるべも設置しないこととしていることから、登山の十分な技術や体力・装備が必要であり、自らが情報を持たなければ迷う可能性があること。

② 白神山地世界遺産地域の自然環境を守るために、1に示す入山の手続きを行った上、入山の際、以下に示す禁止行為を行わないこと。

ア 手続きをした場所以外への立ち入り

イ 許可のない動植物の採取、損傷（踏み荒らしを含む。）、落葉・落枝、流木の採取

ウ たき火、たばこの吸殻の投げ捨て、その他延焼の危険のある火気の取扱い

エ 鳥獣の営巣地への接近、野生動物への給餌等、野生鳥獣等に影響を及ぼす行為

オ ゴミやロープ、残飯等、入山に当たり持ち込んだものの放置

カ ペットの持ち込み及び魚釣りの行為

（参考）入山手続きの主な申請先等

区 域	申 請 先
津軽森林管理署	〒036-8101 青森県弘前市大字豊田2-2-4 津軽森林管理署長 電話 050-3160-5870 FAX 0172-27-0733
津軽森林管理署 鰯ヶ沢森林事務所	〒038-2761 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町字東阿部野70-12 鰯ヶ沢森林事務所 電話 0173-72-2511 FAX 0173-72-6786
津軽森林管理署 深浦森林事務所	〒038-2324 青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢31-1 深浦森林事務所 電話 0173-74-2011 FAX 0173-74-2849
津軽白神森林環境保全ふれあいセンター	〒038-2754 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字米町25-2 津軽白神森林環境保全ふれあいセンター 電話 0173-72-2931 FAX 0173-72-2932
米代西部森林管理署	〒018-3201 秋田県山本郡藤里町藤琴字大関添24-3 藤里森林センター所長 電話 050-3160-5865 FAX 0185-79-1005

森林管理署長 殿

申請者氏名 _____

所 属 _____

住 所 _____

電 話 () _____

F A X () _____

入林許可申請

関係法令等、入林に当たっての留意事項を承知し、以下のとおり申請する。

1 入林場所

2 入林目的

3 入林責任者氏名

4 入林者氏名

5 入林期間

6 添付資料 ① 企画書
② スケジュール表
③ 位置図
④ 別途法令で定められている行為を伴う場合の、許可書類等

入林に当たっての留意事項

- 1 入林する者全員に、関係法令や禁止されている行為、入林に当たっての留意事項、その他ルール、マナーについて徹底すること。
- 2 入林者は、常に入林許可証（写しでも可）を携帯し、東北森林管理局・青森事務所・森林管理署・森林センター・森林環境保全ふれあいセンターの職員または白神山地世界遺産地域巡視員から請求があった場合には、これを提示すること。
- 3 たき火をしないこと。たばこの吸殻は林地に捨てず持ち帰ること。その他火気の使用は、消火の準備をした上で慎重に取り扱うこと。
- 4 本申請による入林の結果については、森林管理署長等に連絡すること。
- 5 成果を発表する際は、「許可を得て入林した」旨記すこと。

別紙3

様式2(入山届出書の様式等)

郵便はがき(表)

郵便はがき(裏)



津
軽
森
林
管
理
署
長
あ
て

(鰺ヶ沢または深浦森林事務所あて)

入山届出書

平成 年 月 日

津軽森林管理署長 殿

私(達)は、白神山地が世界遺産地域であることを自覚するとともに、核心地域における入山マナーを遵守し、以下のとおり届け出します。

1 登山者名簿

(1) 責任者

- ① 氏名
- ② 所属(勤務先等)
- ③ 住所
- ④ 電話番号(連絡先)
- ⑤ 登山者数

⑥ 登山行程 月 日 ~ 月 日

2 登山ルート番号毎の登山月日(入山するルートを○印で記入して下さい)

1	/	7	/	13	/	19	/	24	/
2	/	8	/	14	/	20	/	25	/
3	/	9	/	15	/	21	/	26	/
4	/	10	/	16	/	22	/	27	/
5	/	11	/	17	/	23	/		
6	/	12	/	18	/				

3 入山するに当たって「ボランティア一日巡視員」を引き受けさせていただけますか。

(受ける · 受けない) ○印で記入

- ※ この手続きは、当面の間の試験的なものです。
- ※ この様式例を見て責任者(登山者に限る)が記入して下さい。
- ※ この届出書は下記の機関に提出して下さい。
 - ① 直接持参する場合
津軽森林管理署・鰺ヶ沢森林事務所・深浦森林事務所・他各森林事務所・津軽白神森林環境保全ふれあいセンター・鰺ヶ沢町役場・深浦町役場・深浦町役場岩崎支所・西目屋村役場(アクアグリーンビレッジANMON)・環境省西目屋自然保護官事務所・青森県ビターセンター
 - ② 郵送による場合
津軽森林管理署・鰺ヶ沢森林事務所・深浦森林事務所
(他の機関では受付できませんので注意して下さい。)
- ※ 入山予定日の7日前までに森林管理署等に着くように送付して下さい。
- ※ 入山届の発送後、入山日までに森林管理署等から、「入山できない」旨の連絡がない場合は、届出が審査基準に合致したものとみなして下さい。
- ※ 入山者は、入山の際、東北森林管理局・青森事務所・森林管理署・森林センター・津軽白神森林環境保全ふれあいセンターの職員または白神山地世界遺産地域巡視員から請求があった場合には、入山届出書の写し等を提示して下さい。
- ※ スケジュールは1週間までは後日にずれても許容範囲とします。
- ※ 以下の場合には、入山できない場合がありますので、ご注意下さい。
 - ・当該入山が登山を目的としたものでない場合
 - ・記載事項にもれがある場合
 - ・核心地域について、既存の歩道あるいは指定ルート以外への入山を計画している場合(届出したルートが、既存の歩道あるいは緩衝地域につながっていない場合)、及び届出した指定ルートが通行止めとなっている場合
 - ・入山を希望するルート付近の自然環境に対し、当該入山が影響を与えるおそれがある場合